

身体的拘束最小化に関する当院の方針

1. 身体的拘束最小化に関する当院の方針

当院では患者さんの尊厳を守るため、身体的拘束を原則行わない方針としております。

しかし、せん妄や認知症、その他の精神症状によって、身体的安全保持が困難な状況が生じた場合に限り、やむを得ず必要最小限の範囲で身体的拘束を行わせていただく場合があります。

● 身体的拘束を行う3つの要件

- ① 患者さんの生命または身体が危険にさらされる可能性が高い（切迫性）：点滴を抜く、転倒や転落の危険がある等、命や身体に重大な危険がある。
- ② ほかに手段がない（非代替性）：見守りや環境の工夫など、他に手を尽くしても防げない。
- ③ 一時的な間だけである（一時性）：必要な時間のみに限定し、安全が確認でき次第、すぐに解除する。

2. 当院における身体的拘束最小化の取り組み

当院では、見守りの強化、環境調整（離床センサー等の活用）、多職種での検討、職員研修等を通じて、身体的拘束最小化に取り組んでいます。

3. 身体的拘束を行うリスクと行わないことによるリスク

身体的拘束を行うことで、筋力低下や精神的苦痛などの影響が生じる可能性があります。一方、身体的拘束を行わない場合には、転倒・転落、点滴類の自己抜去などの危険が生じる場合があります。

4. 身体拘束実施率（令和8年3月～5月）

一般病棟 ：4.65%
地域包括ケア病棟：4.28%
療養病棟 ：15.87%

